市民情報提供資料協働推進部協働推進課

武蔵村山市市民活動補償制度について

武蔵村山市市民活動補償制度は、自治会活動やボランティア活動など様々な市民活動中に起きた傷害事故や賠償責任事故を補償するものです。

この度、当制度を周知するためのパンフレットを作成しましたので配布します。 なお、この保険期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなります。

平成29年度版

或蔵材山市市民活動補償制度

~市民活動の「もしもの事故」をサポートします!!~

ご案内



- 傷害補償
- 賠償責任補償
- 特定疾病補償

■市民活動補償制度とは

武蔵村山市では、多くの方々が自治会活動やボランティア活動などの様々な市民活動を行っています。これらの活動には十分な安全対策が必要ですが、予期せぬ偶発的な事故が起こらないとも限りません。

「武蔵村山市市民活動補償制度」は、ボランティア活動、市民活動を行う全ての市民の方に安心して活動を行っていただけるように、ボランティア活動・市民活動中に起きた傷害事故や賠償責任事故を補償する制度です。

保険料不要!

加入手続不要!



武蔵村山市

◎制度の趣旨

武蔵村山市に活動の拠点を置く市民活動団体が、公益的な活動中に不測の事故により市民活動の 従事者や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や、市民活動の従事 者が負傷した場合に補償するもので、市が保険会社と契約を結び、保険料は市が負担します。

ボランティア活動、市民活動を行う全ての市民の方が対象になり、従来のボランティア保険への加入手続が不要になります。(それぞれの団体や個人で従来加入していた保険と全て同じ内容というわけではありません。対象になる活動や補償内容について、よく確認してください。)

◎対象になる活動

市民活動団体等が行う活動で、広く公共の利益を目的とした活動が対象になります。事前の準備や、往復途上の傷害事故も対象になります。

市民活動の区分	市民活動の例	
地域社会活動	自治会活動、防犯・防火・防災活動、清掃活動(道路、河川、公園、その他の公共施設)、リサイクル活動、町内会まつり、募金活動など	
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロールなど	
社会福祉・社会奉仕活動	在宅高齢者・身障者の見回り、ホームヘルプ、手話通訳、 就労・社会復帰のための援護活動など	
社会教育活動	スポーツ・レクリエーションの指導、文化活動の指導など	
市主催事業等への参加、手伝い	市民まつりの運営ボランティア、防災訓練、市主催の講座、講演会、映画会等の手伝い	

◎対象にならない活動

- × 政治、宗教、営利を目的とする活動
- × 自助的活動や趣味の会等の活動
- × 職場や学校行事として実施する活動
- × 会員同士の懇親、親睦を目的とした活動
- × 危険度の高い活動(ケンカまつり、山岳登はん、スカイダイビングなど)

など

◎保険期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで (平成29年3月31日以前に発生した事故は対象外です。御注意ください)



◎補償の内容

1 賠償責任補償

市民活動中に、市民活動団体やその指導者の不手際、指導・誘導のミス等によって市民活動の従事者やその他の第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに支払われます。

賠償の種類	賠償の対象	賠償限度額
身体賠償	第三者等の身体に損害を与えた場合	1名 1億円 1事故 3億円
財物賠償	第三者等の財物に損害を与えた場合	1事故 300万円
保管者賠償	第三者等からの預かり品や管理しているものを滅失・ き損・汚損等により損害を与えた場合	1事故 100万円

(免責金額:各補償項目ともそれぞれ1事故につき5,000円)

事故の例

- 自治会の夏祭りで、テントが倒れて来場者がケガをしてしまった。
- 地域住民で街の清掃活動を行っていたところ、停めてあった車に傷をつけてしまった。

2 傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、指導者又は市民活動の従事者が死亡したときや負傷したときに支払われます。

傷害補償の限度額 (熱中症(熱射病・日射病)、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒含む)			
死亡補償金	300万円		
後遺障害補償金	9万円~300万円		
入院補償金	1日 3,000円 (上限180日)		
通院補償金	1日 2,000円 (事故の日から180日までの間で、上限90日)		

事故の例

- ・地域の防犯パトロール中に、転倒して負傷した。
- ・自治会の清掃活動に自転車で向かっていたところ、転倒して負傷した。

3 特定疾病補償

市民活動中に急性心疾患や急性脳疾患等によって指導者又は市民活動の従事者が死亡したときに支払われます

対象になる事故	補償額
①以下の疾患を活動中に発症し、そのまま30日以内に死亡した場合・急性心疾患(心筋梗塞、心不全等)・急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等) ②その他の疾患により24時間市内に死亡した場合	50万円

◎適用されない事故

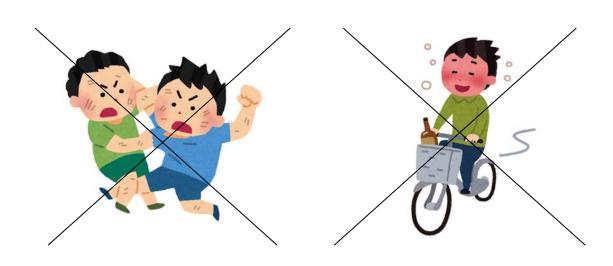
以下に掲げる事故の場合は、制度の対象外になります。御注意ください!

【損害賠償責任事故】

- × 市民活動団体等又は指導者等の故意による事故
- × 戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的・社会的騒じょうによる事故
- × 地震、洪水等の自然災害による事故
- × 指導者等の同居の親族に対する事故
- × 市民活動団体等又は指導者等が所有し、使用し、管理する車両若しくは動物による事故
- × 施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故
- × 狩猟による事故
- × みこし・山車等の疾走や御神体等のすべり落としなど、危険な行為による事故

【傷害事故又は特定疾病事故】

- × 指導者等又は従事者の故意若しくは重大な過失による事故
- × 戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的・社会的騒じょうによる事故
- × 地震、洪水等の自然災害による事故
- × 指導者等又は従事者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- × 指導者等又は従事者の脳疾患、疾病(熱中症等及び特定疾病を除く。)又は心神喪失による事故
- × むち打ち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- × 指導者等又は従事者の無資格運転、酒酔い運転その他薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転している間の事故
- × みこし・山車等の疾走や御神体等のすべり落としなど、危険な行為による事故
- × 山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これ らに類する危険な運動に参加している最中の事故



事故が起こったら・・・

市民活動中に万が一事故が起こってしまったときは、速やかに協働推進課へ事故発生の状況を御連絡ください。

御連絡いただく内容

①いつ(事故発生の日時) ④だれを(事故の被害者)

②どこで(事故発生の場所) ⑤どうして(事故の状況)

③だれが(事故の加害者) ⑥どうなった(被害の状況)

その後の手続きの流れは以下のとおりです。

1 事故が発生してから 14 日以内に、事故報告書に必要書類を添付して提出していただきます。

添付していただく書類

- ①当日の参加者や代表者等の名簿
- ②当日の活動が分かる資料 (チラシ、お知らせなど)
- ③団体の概要が分かる資料(会則、規約など)
- ④物損事故の場合、損害の状況が分かる写真 など
- 2 事故報告書の内容を協働推進課で審査し、保険の対象になると認められた場合、保険会社に送付します。
- 3 保険の対象になると認められた場合、補償金等の請求に必要な書類を提出していただきます。

【傷害補償の場合】

治療が終了したとき若しくは事故の日から 180 日を経過した時点で提出していただきます。

【賠償責任補償の場合】

被害者との示談が成立したとき又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出してください。

4 請求された方が指定した銀行口座に補償金等が振り込まれます。

武蔵村山市市民活動補償制度Q&A

Q:保険料は必要ですか。

A:市民の皆さんを被保険者として、市が保険会社と契約を結び、市が保険料を負担するので、<u>保険料の支</u> 払は必要ありません。

Q:この制度があれば、団体や個人で他の保険に加入する必要はないですか。

A: 今までそれぞれの団体や個人で加入していた保険と、全て同じ内容というわけではないので、<u>必要がないとは限りません。</u>保険の内容をよく確認し、対象や補償内容に不足がある場合は、他の保険に加入していただく必要があります。

Q:自治会で夏まつりを実施します。会場に来た来場者も対象になりますか。

A:この制度は市民活動者(運営スタッフ等)を対象にしていますので、<u>来場者は対象になりません。</u>ただし、主催者(運営スタッフ等)の不手際によって来場者にケガをさせてしまった場合は、賠償責任補償の対象になります。

Q:報酬を得て活動しているスタッフ等は対象になりますか。

A:原則として報酬や謝礼を得て活動している人は<u>対象になりません。</u>ただし、弁当代や交通費などの実費 支給は無報酬とみなします。

Q:活動場所に向かう途中、自転車で転んでケガをしました。対象になりますか。

A:活動場所と自宅との往復途上の事故も<u>対象になります。</u>ただし、通常の経路とは異なる経路(途中で回り道してスーパーに立ち寄った、経路を外れて喫茶店で休憩していた、など)で発生した事故は対象外になります。

Q:金額に関わらず利用することができますか。

A: 賠償責任補償には、各補償項目ともそれぞれ5,000円の免責金額が設けられています。免責金額とは自己負担していただく額のことなので、5,000円以下の損害の場合は保険金が支払われません。例えば、10万円の損害賠償金が発生した場合は、9万5,000円が保険金として支払われ、免責金額の5,000円を自己負担していただくことになります。

Q:第三者への損害を与えた場合、示談等の交渉は市や保険会社が行うのでしょうか。

A:基本的には加害者と被害者の当事者間で解決を図っていただきます。保険会社は、事故の処理について相談に乗ることや、示談金・賠償金の算定へのアドバイス等についての対応はいたします。

【お問合せ先】

武蔵村山市役所 協働推進部 協働推進課

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL: 042-565-1111 (内線242) FAX: 042-563-0793

武蔵村山市ボランティア・市民活動センター

〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター2階

TEL: 042-590-1430 FAX: 042-590-1436